

## 一般会計12月補正予算等の概要について (令和7年度一般会計補正予算第6号等)

### ■12月補正予算

#### (1) 概要

一般会計は、既定の歳入歳出予算の総額に1億3,037万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を338億4,629万5千円にするものです。

主な補正内容は、

- ① ふるさと思いやり寄附金増収に伴う補正
- ② 7月1日発生の降ひょう被災農家支援のための補正

となり、集約の結果、歳入と歳出に差額が生じるため、財政調整基金繰入金を2,790万7千円減額することで収支を調整しています。

特別会計では、介護保険（保険事業勘定）特別会計におけるシステム改修に伴う補正などにより、4会計で総額512万2千円を増額する補正予算となっています。

事業会計では、公共下水道事業会計において、国庫補助金の交付決定に伴い財源を組み替えるなどにより、収入520万4千円を増額する補正予算となっています。

#### (2) 主な歳入歳出補正予算（一般会計）

##### ① ふるさと思いやり寄附金の増収に伴う補正

■ふるさと思いやり寄附金の受入れが当初の見込みを上回る状況となったため、関連する予算について増額補正を行うものです。

**【歳入】**  
ふるさと思いやり寄附金 = 8,000万円（地域創生課）

**【歳出】**  
ふるさと思いやり基金積立金 = 8,000万円（地域創生課）  
ふるさと思いやり寄附金特產品等贈呈事業 = 4,000万5千円（地域創生課）

##### ② 降ひょうにより被災した農家を支援するための補正

■農漁業災害対策特別措置補助事業 = 350万4千円（農林課）  
→7月1日に発生した降ひょうにより農業用施設に被害を受けた農業者に対して、復旧支援事業補助金を交付するため増額補正するものです。

**【支援対象】** 被災した農業用施設の復旧（被覆材張替）を行う農業者  
**【支援金額】** 災害復旧に係る補助対象事業費の30%を補助（県15%、市15%）  
※個々の補助率については、施設の性質・規模、建設からの経過年数、農業保険の加入状況によって異なります。

◇財源…被災農業者向け復旧支援事業県補助金 = 175万2千円（農林課）※補助率1/2以内

（次頁へ続く）

### ③ その他の主な補正

#### (歳出)

##### ◎桐生市との共同事業に関連した補正

■ごみ処理委託事業=△2,722万7千円 (SDGs推進課)

■広域消防事業=△531万1千円 (防災危機管理課)

→いざれも令和6年度事業の負担金(委託料)の精算等に伴い、令和7年度事業に係る事業費を減額補正するものです。

##### ◎こども施策に関連した補正

■保小中一貫教育推進事業=314万9千円 (こども課)

→あずま小中学校敷地内における保育園舎建設設計画の見直しにより、設計業務委託料を増額補正するものです。

◇財源…子育て支援事業債(過疎対策事業債)=150万円 (財政課)

■教育支援センター設置事業=200万円 (学校教育課)

→旧笠懸幼稚園舎への教育支援センター移転に伴い施設内の備品を整備するため、増額補正するものです。

##### ◎社会福祉施策に関連した補正

■介護・訓練給付事業=8,497万2千円 (社会福祉課)

→障害者福祉サービスに係る給付額が当初の見込みを上回ることから、増額補正するものです。

◇財源…障害者自立支援給付費国庫負担金=4,248万5千円 (社会福祉課)

障害者自立支援給付費県負担金=2,124万2千円 (社会福祉課)

■障害児保育対策補助事業=167万2千円 (こども課)

→補助対象となる園児数が当初の見込みを上回ることから、増額補正するものです。

△はマイナス(減額)を表しています。

## 一般会計 12月補正予算等の概要について

### 1. 一般会計

(単位:千円)

会計区分	補正前	補正額	補正後	備考
一般会計	33,715,916	130,379	33,846,295	

### 2. 特別会計

(単位:千円)

会計区分	補正前	補正額	補正後	備考
太陽光発電事業	84,113		84,113	
鉄道経営対策事業	40,672		40,672	
国民健康保険(事業勘定)	5,491,847	124	5,491,971	
国民健診所(事業勘定)	81,112		81,112	
後期高齢者医療	833,521	968	834,489	
介護保険事業(勘定)	5,040,868	4,030	5,044,898	
戸別浄化槽事業	10,379		10,379	
農業集落排水事業	109,788	0	109,788	歳入組替え
企業用地整備事業	529,611		529,611	
富弘美術館事業	389,511		389,511	
競艇事業	175,261,043		175,261,043	
合計	187,872,465	5,122	187,877,587	

### 3. 事業会計

(単位:千円)

会計区分	補正前	補正額	補正後	備考
簡易水道事業	収入 198,738		198,738	
	支出 220,885		220,885	
公共下水道事業	収入 1,986,414	5,204	1,991,618	
	支出 2,156,854		2,156,854	
合計	収入 2,185,152	5,204	2,190,356	
	支出 2,377,739		2,377,739	

### ■繰越明許費補正(追加)

#### 一般会計

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保小中一貫教育推進事業	19,149
3 民生費	2 児童福祉費	屋内遊び場整備事業	4,000
8 土木費	2 道路橋梁費	渡良瀬幹線道路関連整備事業	30,900
8 土木費	2 道路橋梁費	鹿田山周辺ウォーキング環境整備事業	97,900
8 土木費	2 道路橋梁費	生活道路整備事業	25,800
8 土木費	4 住宅費	市営住宅改修事業	40,007
10 教育費	7 保健体育費	西鹿田グリーンパーク整備事業	336,130

## 一般会計 12月補正予算等の概要について

### ■債務負担行為補正（追加）

#### 一般会計

事項	期間	限度額
みどり市障害者福祉センター指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市障害者福祉センター条例で規定する管理及び業務に係る経費に相当する額
みどり市地域活動支援センターおおまま指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市地域活動支援センターおおまま条例で規定する管理及び業務に係る経費に相当する額
みどり市高齢者能力活用センター指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市高齢者能力活用センター条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額
みどり市介護予防複合施設指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市介護予防複合施設条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額
みどり市高齢者生活福祉センター指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市高齢者生活福祉センター条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
みどり市老人福祉センター指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市老人福祉センター条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額
みどり市笠懸老人憩の家指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市老人憩の家条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額
みどり市大間々老人憩の家指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市老人憩の家条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額
みどり市笠懸小学童クラブ指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市学童保育所条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
みどり市第1笠懸東学童クラブ指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市学童保育所条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
みどり市第2笠懸東学童クラブ指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市学童保育所条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
みどり市笠懸北小学童クラブ指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市学童保育所条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
みどり市笠懸西小学童クラブ指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市学童保育所条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
みどり市大間々南学童保育所指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市学童保育所条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
みどり市大間々東学童保育所指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市学童保育所条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
みどり市大間々北学童保育所指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中のみどり市学童保育所条例で規定する管理及び業務にかかる経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額
浅原体験村指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中の浅原体験村条例で規定する管理及び業務に係る経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額の範囲内で協定に基づき決定する額
小平の里指定管理料	令和8年度 令和12年度	指定管理期間中の小平の里条例で規定する管理及び業務に係る経費に相当する額から利用料金相当額を差し引いた額の範囲内で協定に基づき決定する額